

貯金規定新旧対比表

2025 年 4 月 1 日適用

改 正 後 当座勘定規定	改 正 前 当座勘定規定
1～7. (省略) 8. (手形、小切手の支払<u>等</u>) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当組合所定の払戻請求書</u>を使用してください。 <u>(3) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> 9～17. (省略) 18. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) ～ (3) (省略) 19～34. (省略)	1～7. (省略) 8. (手形、小切手の支払 <u>(追加)</u>) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>(追加)</u> を使用してください。 <u>(追加)</u> 9～17. (省略) 18. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手 <u>(追加)</u> または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>(追加)</u> 諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) ～ (3) (省略) 19～34. (省略)

改 正 後	改 正 前
普通貯金規定 1～8. (省略) 9. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> を届出の印鑑 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合および提携組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第11条</u>により補てんを請求することができます。 <u>10. (キャッシュカード)</u> <u>(1) この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当組合所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>(2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器により J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認した場合、その他当組合所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当組合 J A ネットバンク利用規定、J A バンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当組合の定める規定について有効に契約が成立するも</u>	普通貯金規定 1～8. (省略) 9. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を届出の印鑑 <u>(追加)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合および提携組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次条</u>により補てんを請求することができます。 <u>(新設)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>のとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>11.</u> (盗難通帳による払戻し等) (省略) <u>12.</u> (譲渡、質入れ等の禁止) (省略) <u>13.</u> (取引の制限等) (省略) <u>14.</u> (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合 または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この貯金の貯金者が第 <u>12</u> 条第 1 項に違反した場合 ③ ～ ⑥ (省略) (3) ～ (5) (省略) <u>15.</u> (通知等) (省略) <u>16.</u> (保険事故発生時における貯金者からの相殺)	<u>10.</u> (盗難通帳による払戻し等) (省略) <u>11.</u> (譲渡、質入れ等の禁止) (省略) <u>12.</u> (取引の制限等) (省略) <u>13.</u> (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合 または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この貯金の貯金者が第 <u>11</u> 条第 1 項に違反した場合 ③ ～ ⑥ (省略) (3) ～ (5) (省略) <u>14.</u> (通知等) (省略) <u>15.</u> (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

改 正 後	改 正 前
(省略) 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第 20 条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ② ～ ⑤ (省略) 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第 17 条に掲げる異動が最後にあった日 ② ～ ④ (省略) (2) (省略) 19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略) 20. (未利用口座管理手数料) (1) ～ (3) (省略) (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 14 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) ～ (6) (省略) 21. (規定の変更等)	(省略) 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第 19 条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ② ～ ⑤ (省略) 17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第 16 条に掲げる異動が最後にあった日 ② ～ ④ (省略) (2) (省略) 18. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略) 19. (未利用口座管理手数料) (1) ～ (3) (省略) (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 13 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) ～ (6) (省略) 21. (規定の変更等)

改 正 後	改 正 前
(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 <u>14</u> 条第 4 項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) (省略)	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 <u>13</u> 条第 4 項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) (省略)
総合口座取引規定 1～11. (省略) 12. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> を届出の印鑑 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合および提携組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。	総合口座取引規定 1～11. (省略) 12. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を届出の印鑑 <u>(追加)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合および提携組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。
13～23. (省略) 普通貯金無利息型（決済用）規定 1～8. (省略) 9. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(または暗証の届出</u>	13～23. (省略) 普通貯金無利息型（決済用）規定 1～8. (省略) 9. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を届出の印鑑

改 正 後	改 正 前
<u>がある場合には暗証</u>）を届出の印鑑（<u>または暗証の届出がある場合には暗証</u>）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第 11 条</u>により補てんを請求することができます。 10. (キャッシュカード) <u>(1) この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当組合所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>(2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器により J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認した場合、その他当組合所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当組合 J A ネットバンク利用規定、J A バンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当組合の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> 11. (盗難通帳による払戻し等) (1) (省略)	<u>(追加)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次条</u>により補てんを請求することができます。 <u>(新設)</u> 10. (盗難通帳による払戻し等) (1) (省略)

改 正 後	改 正 前
(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第9条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) ～ (7) (省略) 12. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略) 13. (取引の制限等) (省略) 14. (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) ～ (7) (省略) 11. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略) 12. (取引の制限等) (省略) 13. (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

改 正 後	改 正 前
② この貯金の貯金者が第 <u>12</u> 条第 1 項に違反した場合 ③ ～ ⑥(省略) (3) ～ (5) (省略)	② この貯金の貯金者が第 <u>11</u> 条第 1 項に違反した場合 ③ ～ ⑥(省略) (3) ～ (5) (省略)
<u>15</u>. (通知等) (省略)	<u>14</u>. (通知等) (省略)
<u>16</u>. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)	<u>15</u>. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)
<u>17</u>. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第 <u>20</u> 条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ② ～ ⑤(省略)	<u>16</u>. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第 <u>19</u> 条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ② ～ ⑤(省略)
<u>18</u>. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第 <u>17</u> 条に掲げる異動が最後にあった日 ② ～ ④(省略) (2) (省略)	<u>17</u>. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第 <u>16</u> 条に掲げる異動が最後にあった日 ② ～ ④(省略) (2) (省略)
<u>19</u>. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)	<u>18</u>. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略)
<u>20</u>. (未利用口座管理手数料) (1) ～ (3) (省略)	<u>19</u>. (未利用口座管理手数料) (1) ～ (3) (省略)

改正後	改正前
(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 <u>14</u> 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) ～ (6) (省略) <u>21.</u> (規定の変更等) (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 <u>14</u> 条第 4 項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) (省略) 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1～11. (省略) 12. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> を届出の印鑑 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合および提携組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 13～23. (省略)	(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 <u>13</u> 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) ～ (6) (省略) <u>20.</u> (規定の変更等) (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 <u>13</u> 条第 4 項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) (省略) 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1～11. (省略) 12. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を届出の印鑑 <u>(追加)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合および提携組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 13～23. (省略)